

# 宮崎市民プラザにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

## 【 オルブライトホール主催者用 】

令和2年12月1日改定

令和2年12月1日から令和3年2月28日まで適用

### 基本的な感染防止策

- マスクの原則常時着用
- 手指の消毒や手洗いの徹底
- 大声を出さないことの奨励、咳エチケット
- 相互の社会的距離の確保
- 換気の励行
- 厚生労働省の接触確認アプリCOCOAや宮崎市コロナ通知システムの活用
- 検温を励行し、平熱と比べて高い発熱がある場合や下記の症状等に該当する場合の自宅待機措置
  - ①咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等の症状
  - ②PCR検査で陽性とされた者との濃厚接触がある場合
  - ③過去2週間以内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国・地域への訪問歴や当該在住者との濃厚接触がある場合等

### 事前調整における感染防止策

- 仕込み・リハーサル・撤去において、余裕あるスケジュールを設定してください。
- 休憩時間や入退場時間は余裕を持った設定をしてください。
- 来場者が多数になることが見込まれる公演については、各都道府県において示された対応指針等に基づいて、実施の可否及び実施する際の必要となる感染予防策について対応を検討してください。
- 公演後の出待ちや面会等、出演者と来場者の接触は控えるように周知してください。併せて、出演者へのプレゼントや差し入れ等は控えることも周知してください。
- 来場者の配席については、原則として指定席にするなどして、主催者側で客席状況を管理調整できるようにしてください。  
※客席の配席を指定席とするのは、観客の位置を固定し、適切な行動管理を行うとともに、公演等の終了後、陽性者が判明した場合等において、公演時の状況を遡って分析し、感染拡大の抑制に資するためです。したがって、収容率が100%の収容を行う場合であっても、原則として指定席としていただく必要があります。ただし、座席の移動を制限することや、接触確認アプリCOCOAや宮崎市コロナ通知システムの利用を必須するなどの措置により、上記の趣旨を踏まえた代替措置を講ずる場合は、その限りではありません。
- 配慮が求められる来場者、障害者や高齢者等については事前に対応策を検討してください。また、高齢者や持病のある方が多数来場すると見込まれる公演については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討してください。
- 来場者等から体調不良が訴えられた際の対応について、事前に検討を行い、対応する際のフェイスシールドや手袋等の備品を準備してください。

### 会場内等における感染防止策

- 会場の出入口等の必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置してください。また、不足が生じないように定期的な点検を行ってください。
- 貸館時間内においては、会場内、楽屋、控室等の不特定多数が触れやすい場所の消毒を定期的に行ってください。
- 楽屋、控室等は密にならないように定員を調整するとともに換気を励行ください。また、ケータリングにおいては、使い捨ての紙食器を使用するなど、感染防止対策を十分に講じてください。
- 物品を介した接触感染を防止するため、マスクや手袋を着用し、入場時のチケットもぎりの簡略化(来場者が自らもぎって箱に入れ、主催者は目視で確認する)等を検討してください。
- チラシ・パンフレット・アンケート等の手渡しは極力避けてください。また、避けられない場合には手袋の着用を徹底してください。
- 座席のひじ掛けの使用について、隣同士の配席とする際には、原則、左右いずれかに統一するように要請してください。
- 客席の最前列席は舞台前から十分な距離を取ることとし、最低でも水平距離で2m以上を設けてください。それが困難な場合には、フェイスシールドの着用など距離を置くことと同等の効果を有する措置を講じてください。  
※演者が発声をしない公演等(演者が、激しい呼吸を伴う運動や管楽器の演奏を行う等、飛沫感染のリスクが考えられるような公演については除く)については、舞台前からの距離を取る必要はありません。
- 来場者や関係者等、それぞれの立入り可能エリアを限定(来場者が楽屋エリア等に立ち入ること等を制限)してください。
- 感染リスクが高まるような演出(声援を求める、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等)は控えてください。また、大声を出すものがいた場合は、個別に注意等を行ってください。なお、マスク着用を前提に、隣席者との日常会話程度は可能です。
- 来場者の案内や誘導に際しては、密にならないよう十分な間隔(最低1m)を取るとともに、マスク着用に加え必要に応じてフェイスシールド等を着用してください。
- 来場者と接する窓口(会場入口、当日券販売、物販コーナー)等では、アクリル板や透明ビニールカーテン等の間仕切りを設置し、来場者等との間を遮蔽してください。

- 客席内ではマスク着用を必須とし、未着用来場者に対しては配布・販売等や、個別に注意等を行うことで着用を徹底してください。  
※アレルギー等の特段の事情によりマスクの着用が困難な場合、フェイスシールドの使用や、座席を1席空ける等の対応で代替してください。また、一時的にマスクを外して水分補給を行うことは差しつかえありません。
- 休憩時間や入退場時間は、会場の収容人数や収容率、入退場経路等を考慮し、余裕ある時間を設けてください。
- 休憩時間や入退場時には会話抑制を周知するとともに、ホワイエ・ロビー等での近距離における対面での会話や滞留を抑制するように促してください。
- 休憩時間や退場時の客席からの移動に際しては、密集が発生しないよう券種やゾーンごとの時間差で滞留を抑制してください。
- 休憩時間のトイレでは、ホワイエ・ロビー等の広さを踏まえて、十分な間隔(最低1m)を空けた整列を促してください。

#### 出演者及びスタッフ等に関する感染防止策

- 出演者は、その表現形態に応じて、出演者間で最低1mを目安とした十分な間隔をとるなど、可能な限り感染防止に努めるようにしてください。
- 公演時の出演者を除き、施設内ではマスク着用を原則とし、公演前後の手指消毒を徹底してください。
- スタッフにおいて、機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限してください。その他、練習・稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講じてください。

#### 来場者に関する感染防止策

- 来場前の検温の要請とともに、来場を控えてもらうケースを事前に十分周知し、その際に来場者ができるだけ不利益を被らず、有症状者の入場を確実に防止できるよう、状況に応じてチケットの振替や払戻等の対応策を講じてください。
- 来場者側の自己検温だけでなく、主催者側でも会場入場時に検温等の対策を講じてください。

#### 物販等に関する感染防止策

- 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインでの販売やキャッシュレス決済を検討してください。
- 物販に関わる関係者は、マスクの着用に加え、必要に応じて手袋やフェイスシールド等を着用してください。
- 多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わないでください。
- オペラグラス等の貸出物について十分な消毒を行い、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを行わないようにしてください。

#### 感染拡大への防止策

- 主催者は、出演者及びスタッフ等の関係者、来場者について、可能な範囲で氏名及び緊急連絡先を把握し、作成した名簿を一定期間(概ね1ヶ月間)保持するように努めてください。また、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。なお、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講じ、期間経過後は適切に廃棄してください。
- 発生した感染者等(含む同居者等)の情報は要配慮個人情報となるため、その取り扱いに十分注意してください。
- 感染が疑われる者がいた場合は、速やかに市民プラザへ連絡し、対応を協議してください。

#### 収容定員について【イベント開催制限】

客 席	497席(定員100%)までを容認	来場者による大声での歓声、声援、唱和等がないことを前提とした公演(クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等)については、必要となる感染防止対策を総合的に講じた上で、収容定員までの配席数(収容率100%以内とすることが可能です。
	250席(定員50%)までに規制	来場者による大声での歓声、声援、唱和等が想定される公演(ロック・ポップコンサート、歌謡ショー、カラオケ大会等、その他観客に対し声援を惹起するような公演)については、マスク着用と発声の抑制の周知及び主催者による個別注意など必要となる感染防止策を総合的に講じた上で、原則として収容率を50%以内としてください。 ※異なるグループ間では座席を1席(立席の場合は1m)空けますが、親子等の同一グループ(5名以内)では座席間隔を空ける措置は不要となり、収容率は50%を超える場合もあります。
ステージ	前後左右1m間隔をとる	マスク着用の場合
	前後左右十分な間隔をとる	演奏や歌、その他表現上マスク着用が困難な場合
楽 屋	前後左右1m間隔をとる	楽屋内の飲食は、発声がないことを条件に、飲食時以外のマスク着用、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気など一定条件を満たす場合に限り飲食可とします。

本ガイドラインは、感染拡大防止と経済再生の両立を図ることが求められる中、政府及び専門家の助言を踏まえて、全国公立文化施設協会が策定し、市民プラザにおけるガイドラインとして定めたものです。そのため、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更等により、必要に応じて適宜改訂を行うものといえます。